

災害時における物資の安定供給に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と多摩市商工会（以下「乙」という。）との間において災害時における物資の安定供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生した場合、市民の生活必需物資の確保を図るため、甲と乙との間に物資の安定供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が甲に協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる生活必需物資の安定供給に関すること。
- (2) 災害発生直前における小売価格を維持すること

（報告）

第3条 乙は、第2条の業務を円滑に実施するために、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協力組織を構成する店舗の名称及び位置
- (2) 協力する店舗の主要取扱品
- (3) その他必要な事項

（協力店の表示）

第4条 乙は、この協定に基づいて協力する店舗に「災害時協力店」のステッカーを表示することができる。

（協議）

第5条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成3年4月1日から平成4年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の日3箇月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、その後はこの例によるものとする。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成3年4月1日

甲 多 摩 市 長

臼 井 千 秋



乙 多摩市商工会 会長

小 川 正 二



別表

災害時において安定供給に協力する生活必需物資

1. 食料品
2. 衣類
3. 寝具
4. 日用品
5. 身廻品
6. 光熱材料